



令和6年度「食材王国みやぎマルシェ」開催事業 実施要項

宮城県農政部食産業振興課

1 目的

(1)「食材王国みやぎ」の推進の一環として、県産品の情報発信を行う。

- ・ 複数の市町村や県内事業者による販売会を実施し、地場産業の振興を図る。
- ・ 県内事業者に、仙台圏において時期に合わせた特産品や地域で知られた県産食材、商品の販売機会を提供する。
- ・ 独自に販売機会の確保が困難又は販売機会の拡大を目指す中小事業者に対し、仙台圏での販売機会を提供する。

(2)他の市町村、事業者、関係団体との交流を図る。

- ・ 他の市町村や事業者、団体が実施している地場産業振興の取組を知る機会とする。
- ・ 他の市町村や事業者の特産品や商品、販売手法を知り、自社の不足要素の認識、改善点の把握に繋げる機会とする。

2 主催

宮城県

3 実施場所

宮城県庁1階ロビー・玄関ホール(別紙図面参照)

※ 1出展者あたりの販売スペースも別紙図面に記載。

4 実施期間

年2回実施するもの。

第1回:令和6年7月25日(木)～7月26日(金)

第2回:令和6年9月26日(木)～9月27日(金)

販売時間は、各日午前10時から午後2時まで

※ 災害等の緊急事態、急な行事等が実施される場合、中止や内容変更をする可能性があります。

5 実施内容

(1)実施できる団体等

宮城県内の農林漁業者、食品製造業者、市町村、農林水産業関係団体、工芸品関係団体等

出展申込の流れ

食産業振興課から市町村、農林水産業関係団体、県地方振興事務所、県庁関係各課室宛てに、出展希望の照会をします(メルマガやHP等でも周知)。原則照会時に申込をした事業者のみ出展可能としますが、出展状況に空きがあれば随時申込みを受け付けます。

市町村・地方振興事務所・県庁関係各課室を経由しての申込方法

- ① 所管の事業者宛てに出展希望の有無を確認してください。
 - ② 出展申込書は事業者毎に作成し、提出してください。ただし、市町村単位での出展を希望する場合は、市町村名での申込みとします(地振事務所・県庁関係各課室においては事業者単位での受付とします)。
 - ③ 開催に係る関係書類は申込みを行った市町村、地方振興事務所、県庁関係各課室を窓口として送付しますので、事業者分の書類を取りまとめの上、期日までに提出してください。
- ※ 市町村等を経由せず、事業者から直接、食産業振興課宛てに出展申込書を提出いただくことも可能です。

(2)出展条件

次の条件により実施する。

- 出展数は申込状況により主催者が決定するが、多数の申込みがあった場合には、以下の事項を踏まえ出展者を選定する。
 - 出展申込書に記載された参加理由が明確かどうか(事業目的を理解し、県産品の情報発信に意欲的か)
 - 出展者の地域に偏りがないか
 - 過去の食材王国みやぎマルシェや県庁1階で開催された販売会への出展状況(初出展の方優先)
 - 旬の野菜や果物等の販売の有無
- 市町村においては、市町村単位の出展又は個別事業者のみの出展も可とする。
- 県庁1階食材王国みやぎ地産地消展示・即売会の出展と同一月に出展することは、原則不可とする。
- 食材王国みやぎマルシェへの出展は、原則年1回とする。

(3)販売品目

県内に主たる事業所を有する事業者等の商品で事前に販売商品として届出した商品に限る。また、販売品目は農林水産物、加工食品(酒類含む)、工芸品とし、次の要件を満たすこと。

- 県内で生産若しくは製造の最終工程が行われたもの、又は県内の業者が企画し、県内生産の食材を主原料として製造されたもの。
- 冷凍品・冷蔵品等温度管理が必要な商品を販売する場合は、適切に温度管理ができる冷凍・冷蔵ケース(以下、「冷ケース」という。)を持ち込むこと。 ※冷凍品は機械式の冷ケース必須。

- 酒類については、酒類販売許可を持つ事業者等であれば販売可能とするが、販売に当たっては、仙台北税務署からの酒類に関する臨時販売許可を受けること(庁舎内での試飲不可・飲酒厳禁)。
- 実施場所での調理行為、火気の使用は厳禁。
- 食品表示法、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法その他関係法令に定める規定に違反していないもの。

食品表示法に関すること

- 令和4年4月1日から、全ての加工食品(輸入品を除く)の重量割合が最も高い原材料の原産地表示が義務付けられています。
(参考)消費者庁ホームページ
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/country_of_origin/index.html#business
- 令和5年4月1日から、遺伝子組換え表示制度が変わります。(任意表示の変更)
(参考)消費者庁ホームページ
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/genetically_modified/

食品衛生法に関すること(令和3年6月1日から全部施行)

- 令和3年6月1日から、原則、全ての食品等営業者にHACCPに沿った衛生管理が求められています。
- 令和3年6月1日から、営業届出制度が施行されました。県庁1階食材王国みやぎ地産地消展示・販売会に出展する場合は、一部の届出対象外営業者を除き、事前に『仙台市保健所青葉支所(青葉区役所内)』へ届出をする必要があります。これまで許可・届出が不要であった完成品(包装品)や弁当・総菜、野菜果物等の販売も届出対象になりますので注意してください。
(参考)厚生労働省ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197196.html>
厚生労働省の食品衛生申請等システム
<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

(4)開催期間

2日間

- ※ 原則両日出展とするが、市町村単位で出展する場合、1日ごとに出展者を変更することは差し支えない。
- ※ 食材王国みやぎマルシェを開催する週は県庁1階食材王国みやぎ地産地消展示・即売会を実施しない。

(5)開催時間

準備と後片付けを含めて午前9時から午後3時までとする。

※ 販売時間は原則午前10時から午後2時まで。

(6)会場使用料

無料とする。

(7)使用可能な備品等

使用可能な備品等は、原則として次のとおりとする。

○ 貸出可能な備品(無料)

・折りたたみテーブル(おおむね 1,800mm×450mm×700mm)

市町村単位での出展:2台 ※大型冷ケースを使用する場合は、テーブル1台のみ貸出可

個別事業者での出展:1台 ※大型冷ケースを使用する場合は、テーブル貸出不可

・折りたたみ椅子:テーブル1台につき2脚

※ 貸出備品を破損した場合は、実施団体に弁償していただきますので、備品の取り扱いには十分注意してください。

○ 持ち込み可能な備品

※ 夜間保管場所が無いため、1日ごとに持ち帰ること。

・貸出テーブル上に設置する陳列カゴ等の備品

・パンフレットスタンド(販売スペース内に設置可能なもの)

・冷ケース(幅 1,800mm 以内、電気容量 1,500W 以内)及び電源が必要なレジスターは出展申込時に申請がある事業者かつ指定された許可場所内に設置できる場合に限り認める。

・のぼりを使用する場合は1本までとし、ポール及びポールスタンドは各自ご用意ください。

・上記以外の備品(電子レンジ、炊飯器等)の持込は認めない。

(8)搬出入の際は県庁舎北側のサービスヤードを使用すること。

車両の混雑が予想されるので、少量の荷物の場合は駐車場から台車で運搬するなど、混雑緩和に努めること。

(9)出展者用の駐車場として、県指定駐車場(ふるさとビル)を1事業者につき1台まで利用可とする。

2台目以降は近隣の有料駐車場を利用すること。

6 イベント開催手続きのスケジュール

日程等	手続内容
出展決定時	出展決定の連絡と同時に、出展に必要な書類を食産業振興課から出展者窓口へ送付(メール送付)
3週間前	「食材王国みやぎマルシェ開催事業 実施申請書」【様式1】及び【様式2】を食産業振興課に提出
1週間前	販売会当日のスケジュール、駐車許可証等を出展者へ送付
終了後1週間以内	売上額を食産業振興課に報告(報告様式)

※ 酒類販売が伴う場合は、あらかじめ仙台北税務署から期限付酒類小売業免許を受ける必要があります、それに伴い申請書の提出が4週間前までと早まるので留意すること。

7 実施条件

実施に際しては、次の条件を厳守すること。

なお、これらの条件が遵守されない場合には、期間中であっても直ちに展示・即売を中止させることとなるので、十分留意すること。

(1)出展者は運営責任者を選任し、次の①、②の役割を担わせること。

- ① 販売会の管理指導
- ② HACCP に沿った衛生管理及び食品表示の適正化に対する管理指導

(2)運営責任者は、販売期間中次の業務を行うこと。

- ① 事前に届け出た販売リストと販売する物品が合致するか確認すること。
- ② 販売商品の表示について、初日に確認指導を実施する場合があるので、運営責任者は立ち会うとともに、指摘事項があった場合には、責任を持って関係者へ周知徹底を図ること。なお、指摘を受けた事業者が再度出展する際は、当該指摘事項が改善されたか予め確認すること。

(3)本事業は、「県政だより」や県ホームページなどを通じて県民に事前告知をすることから、災害その他のやむを得ない場合を除いて日程の変更や中止を認めないので、留意すること。

(4)本事業は「食材王国みやぎ」の推進の一環その他の行政目的で開催するものであり、単なる販売の場の提供ではないので、事業目的を十分認識の上、実施すること。

宮城県産農林水産物、又はそれらを原材料とした加工食品の販売をできる限り行い、地産地消の推進に努めること。

(5)出展者は、本事業の広報に必要な商品画像やPRコメント等の提供に、可能な範囲で協力すること。また、自社ホームページやSNSにおいて、食材王国みやぎマルシェへの出展を告知するよう努めること。

(6)当日は、次の注意事項を遵守すること。

場所・時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 展示・販売は、決められたスペース内で行ってください。 ● 実施時間は、原則として準備と後片付けを含めて、午前9時から午後3時までです。 ● 販売時間は、午前10時から午後2時までです。午前10時までに販売準備を整えてください。
搬入／搬出車両駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ● 搬入・搬出は県庁舎北側の荷受け場をご利用ください。 ● 車両の駐車場については、1事業者につき1台まで県庁指定駐車場に駐車できます。荷物搬入後は速やかに指定の駐車場に駐車してください。(市町村車両は県庁地下駐車場へ駐車してください。) ● 指定車駐車場の利用可能時間は午前8時から午後4時までです。夜間の駐車が必要な場合は、民間の駐車場を利用してください。
販売可能な商品	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施要項での要件を満たし、<u>事前に展示即売商品として届出した商品に限ります。</u> ● 強いにおいがする商品は販売できません。真空パック包装等、<u>においが漏れないように工夫して販売してください。</u>
食品表示	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品表示は法律で規定されています。<u>販売する商品の食品表示が適正でない場合は販売ができません</u>のでご注意願います。
販売方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 大声での呼び込み行為は行わないでください。 ● 他の目的で訪れる一般来庁者及び県庁見学者の妨げにならないよう配慮願います。 ● 原則として、商品の取り置きは行わないでください。客からの強い要望等により、商品の預からざるを得ない場合は、必ず連絡先を聞き、代金決済は商品と引換に行うことを徹底してください。お客様が代金決済後に商品を預け、その日のうちに戻らないケースが散見されますが、<u>県では荷物の預かりは一切行いません。</u>
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ● HACCPに沿った衛生管理等を徹底してください。 ● 在庫商品や空き箱等の整理整頓をお願いします。
ゴミ処理	<ul style="list-style-type: none"> ● ゴミは原則持ち帰りです。 ● 展示・即売会終了後は清掃を行ってください。
売上報告	<ul style="list-style-type: none"> ● 終了後は指定の様式で1週間以内に実績報告をお願いします。
禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>商品や持ち込み備品は毎日持ち帰ってください。</u> ● 包装されていない商品の販売(いわゆる「ハダカ売り」)は行わないでください(包装に適さない野菜・果物は除く)。 ● 会場での量り売りや詰め放題での販売は行わないでください。 ● <u>実施場所での飲食(試飲・試食含む)は行わないでください。</u> ● ポスター等を壁面へ貼付しないでください。掲示物は販売台に養生テープで貼ってください。 ● 持ち込み可能備品は、貸出テーブル上に設置する陳列カゴ等の備品及びパンフレットスタンド(販売スペース内に設置可能なもの)、のぼり1本のみ。それ以外の備品は原則として持ち込みできません。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 県からの貸出備品を破損した場合は、実施団体様に弁償していただきますので、丁寧に使用してください。 ● 販売等従事者の方は手洗い・手指消毒を徹底し、体調が悪い方は従事しないでください。 ● 販売台や実施区域内の衛生管理を徹底してください。
販売会のルールを守り、販売商品や実施場所の管理を徹底していただくようお願いいたします。	

